

# (仮称)岩手県議会個人情報保護条例の制定について

## 1 条例制定の趣旨、法の目的の変更

### (1) 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護関連三法が統合されるとともに、地方公共団体にも適用されることとなった。

議会については改正後の個人情報保護法の適用対象外とされたことから、同法の施行（令和5年4月1日）以降の個人情報の取扱いルールを規定するため、新たに条例を制定する必要があるもの。

### (2) 個人情報保護法の目的の変更

平成27年の個人情報保護法改正法により目的規定が改正され、個人情報の活用が新産業の創出、活力ある経済社会、豊かな国民生活実現に資するものであることが、個人の権利利益の保護に当たっての配慮事項として追加された。

## 2 現行条例の概要

本県の個人情報保護条例は、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益の保護を図ることを目的として、個人情報保護法に先行して、平成13年に制定された。

主な条例事項は次のとおりであり、国の機関に適用されていた個人情報保護法に比べ、手厚い保護がなされている。

- 個人情報の開示、訂正及び利用停止請求権とその手続(個人情報に死者に関する情報を含む)
- 個人情報の取扱いが不適正な場合は是正申出（法律にはない請求権を規定）
- 実施機関の義務
  - ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成及び一般への閲覧
  - ・ 収集の制限（要配慮個人情報の収集の原則禁止、本人からの直接収集の原則、目的を明らかにして収集）
  - ・ 個人情報の目的外使用及び提供の原則禁止
  - ・ オンライン結合の原則禁止
- ※ なお、上記取扱いの例外を認める必要がある場合は、個人情報保護審議会への諮問を経て判断する。
- 開示決定に係る行政不服審査の特例
- 行政不服審査に係る個人情報保護審査会
- 個人情報の取扱いの例外適用の諮問を行う個人情報保護審議会

## 3 個人情報保護条例に基づく個人情報取扱事務、開示請求等の実績

議会は、平成17年度に個人情報保護条例の実施機関とされた。

議会では陳情・請願処理事務ほか21件の事務を取り扱っているところ、議会に対する開示請求等が行われた実績はないこと。

#### 4 条例制定の考え方

- (1) 改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には改正後の法の規定に対応するよう作成する。
- (2) 現行条例と取扱いが異なる点については、執行機関の対応も参考にしながら、議会における取扱いを検討する。(県民の個人情報保護や県民サービス維持の観点から検討する。)
- (3) 議会の個人情報取扱事務は事務局の職員が処理していることから、個人情報の取扱い等に係る規定の対象は事務局の職員である。議員が取得する個人情報は規制の対象外となっており、新条例においても同様の取扱いとする。

#### 5 条例の骨子案

現行の個人情報保護条例	(仮称)岩手県議会個人情報保護条例(案)
◆ 総則(第1条、第2条)	◆ 総則
○条例の目的に関する事	○条例の目的に関する事
○用語の定義に関する事	○用語の定義に関する事 >6(1)ア
◆ 個人情報等の取扱い(第4条~第9条)	◆ 個人情報等の取扱い
○収集の範囲、手段等に関する事	○収集の範囲、手段等に関する事 >6(2)ア
○適正管理に関する事	○適正管理に関する事
○職員等の義務に関する事	○職員等の義務に関する事
○利用及び提供の制限に関する事	○利用及び提供の制限に関する事 >6(2)ア
◆ 個人情報取扱事務登録簿(第3条)	◆ 個人情報ファイル簿
○個人情報取扱事務登録簿に関する事 (規定なし)	○個人情報取扱事務登録簿(1,000件未満)に関する事 ○個人情報ファイル簿(1,000件以上)に関する事
◆ 開示、訂正及び利用停止(第10条~第40条)	◆ 開示、訂正及び利用停止
○開示請求権に関する事	○開示請求権に関する事
○開示請求の手續等に関する事	○開示請求の手續等に関する事
○開示決定等の期限に関する事	○開示決定等の期限に関する事 >6(3)ア
○開示請求等の特例に関する事	(規定なし) >6(1)イ
○費用負担に関する事	○開示請求の手数料に関する事 >6(3)イ
○訂正請求権に関する事	○訂正請求権に関する事
○訂正請求の手續等に関する事	○訂正請求の手續等に関する事
○利用停止請求権に関する事	○利用停止請求権に関する事
○利用停止請求の手續等に関する事	○利用停止請求の手續等に関する事
○審査会への諮問等に関する事	○審査会への諮問等に関する事
◆ 是正申出等(第41条~第45条)	◆ 是正申出等
○是正申出に関する事	(規定なし) >6(1)ウ
○苦情の処理に関する事	○苦情の処理に関する事
◆ 附属機関(第51条~第68条)	
○審査会の設置等に関する事	(規定なし) >6(2)イ
○審議会の設置等に関する事	(規定なし) 知事条例で規定するため、不要
◆ 雑則(第69条~第71条)	◆ 雑則
○施行の状況の公表に関する事	○施行の状況の公表に関する事
○規則等への委任に関する事	○規程等への委任に関する事
◆ 罰則(第72条~第76条)	◆ 罰則
○罰則に関する事	○罰則に関する事
◆ 附則	◆ 附則
○施行期日に関する事	○施行期日に関する事
○経過措置に関する事	○経過措置に関する事

※ [ ] の部分が、主な論点であること。

## 6 条例制定における主な論点と対応案

### (1) 本県独自の請求権等について

#### ア 死者に関する情報

現行条例	個人情報に死者に関する情報を含み、遺族に開示請求権等を認めている。
改正法	個人情報は、生存する個人に関する情報に限られている。国のガイドラインにおいて、死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされた。
全国議長会 条例（例）	改正法に準じた規定としている。（第2条第1項）
主な論点	<b>遺族の開示請求権の維持の要否</b> ・なお、改正法において、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、当該生存する個人に関する情報として開示等が認められる。（例：遺族の経済利益のための開示請求）
対応案	<b>可能な範囲で保護措置を講じる。</b> ・現行制度の運用を維持し、遺族等の権利利益を保護するため。

#### イ 口頭開示請求制度

現行条例	開示請求の特例として規定している。（口頭開示の例：職員採用試験、入学試験、資格試験の点数等。口頭開示の対象事務は、各実施機関が告示により定めている。）
改正法	規定なし。国のガイドラインにおいて、口頭開示請求権を条例上規定することは、法の趣旨及び解釈等に照らして許容されないとされた。 （国の事務対応ガイド：開示請求制度として条例で規定することは認めない。口頭での求めに応じて本人に情報を提供することは認める。）
全国議長会 条例（例）	規定なし
主な論点	<b>口頭開示請求制度の維持の要否</b> ・議会では、口頭開示の対象事務を定めていない。
対応案	<b>口頭開示請求制度は設けない。</b> ・議会において口頭開示の対象となる事務が想定されないため。

#### ウ 是正申出制度

現行条例	自己に関する情報の取扱いが不適正であることを知った本人による申出制度として規定している。
改正法	規定なし。国のガイドラインにおいて、是正申出制度を条例上規定することは、法の趣旨及び解釈等に照らして許容されないとされた。 （国のQ&A：法に反しない範囲で救済制度を設けることは許容する）
全国議長会 条例（例）	規定なし
主な論点	<b>是正申出制度の維持の要否</b>
対応案	<b>是正申出制度は設けない。</b> ・議会において申出の実績はないため。また、執行機関においても、制度化以降、有効な申出がされた実績はないため。

(2) 本県独自の保護措置等について

ア 要配慮個人情報の収集の原則禁止等

現行条例	①要配慮個人情報（人種、信条、病歴、犯罪の経歴等）の収集の原則禁止、②本人からの直接収集の原則、③目的外の利用・提供の原則禁止、④オンライン結合の原則禁止 について規定している。
改正法	①、④についての規定なし。②については目的内であれば第三者取得も可能とし、③については目的外利用・提供の要件を緩和している。国のガイドラインにおいて、これらの保護措置を条例上規定することや、これらの事項について審議会に諮問することは許容されないとされた。
全国議長会条例（例）	改正法に準じた規定としている。（①、④は規定なし。②、③は改正法に準じて規定） （②：第4条、③：第12条）
主な論点	課題に対応した措置の検討
対応案	可能な範囲で保護措置を講じる。 ・個人の権利利益の侵害等に関する県民の不安解消に資するものであるため。

イ 個人情報保護審査会・審議会

現行条例	実施機関（議会を含む。）は、審査請求等の事案が生じたときは、執行機関の附属機関である個人情報保護審査会等に諮問
改正法	事案が生じたときは、審査会等に諮問する必要あり。
全国議長会条例（例）	執行機関の附属機関である審査会等に諮問するものとしている。（第45条第1項）
主な論点	<b>事案が生じた場合の対応方法</b> ・①引き続き執行機関の附属機関である審査会等に諮問する 又は②議会独自の審査会等を設置して諮問する いずれかの方法が考えられる。 ・他県議会の取扱いも参考としながら検討する。
対応案	<b>現行制度と同様、執行機関の附属機関である審査会等に諮問する。</b> ・これまで知事条例の実施機関として執行機関の附属機関である審査会等に諮問することとされてきたことに鑑み、県の一体的な運用を確保するため、現行制度と同様の取扱いとする。 ・なお、執行機関は個人情報保護制度と情報公開制度における審査会等を統合することとしているが、岩手県議会情報公開審査会については、引き続き設置することとする。 ➤ 岩手県議会情報公開条例において、会派の活動に関する情報を非開示情報として規定しており、当該情報を非開示とする決定に対する審査請求があった場合、その調査は、議員を委員とする岩手県議会情報公開審査会において行うことが適当であると考えられること。

(3) 開示等の手続について

ア 開示等の決定期限

現行条例	開示請求があった日から起算して15日以内
改正法	開示請求があった日から30日以内 (国のQ&A：30日以内の任意の期間とすることは許容する)
全国議長会 条例(例)	改正法に準じた規定としている。(第25条第1項)
主な論点	<b>開示の決定期限</b> ・現行制度における運用、実績を踏まえ、どの程度の期間とすべきか検討する。
対応案	<b>現行制度と同様、15日以内とする。</b> ・県民サービスを維持するため、現行制度と同様の取扱いとする。 ・情報公開制度における開示請求の決定期限も15日以内としており、支障は生じていない。

イ 開示手数料

現行条例	条例での規定なし。費用負担については、規程により実費を定めている。
改正法	開示手数料として実費の範囲内において条例により定める必要がある。
全国議長会 条例(例)	各都道府県議会の実情に応じた額を規定するものとしている。(第30条)
主な論点	<b>開示手数料の金額</b> ・現在の開示に要する事務コストを再算定し、検討する。
対応案	<b>手数料として条例に規定することとし、手数料の額は継続して検討する。</b> ・議会に対する開示請求が行われた実績はないことから、執行機関における積算を参考に検討する。 ・なお、個人情報保護制度において手数料を設定する場合、情報公開制度においても、制度的均衡の観点から同様の見直しを行う。

(4) 知事条例との調整について

現行条例	実施機関に議会も含んでいる。
改正法	議会は、改正法の適用対象外とされている。
全国議長会 条例(例)	[条例(例)作成の基本的考え方] 改正法が直接適用される執行機関側と適用されない議会側の個人情報の取扱いや手続に関して差異が生じることを避けるため、改正法の各条の規定に対応するよう作成している。
主な論点	<b>知事条例との整合</b> ・議会の判断で独自のルールを設けることは可能であるが、その場合、知事条例との取扱いに差が生じることとなるため、県民の理解を得られるか十分に検討する必要がある。
対応案	<b>議会の事情を考慮しつつ、知事条例との整合に留意する</b> ・県民の個人情報保護や県民サービス維持の観点から、知事条例との整合を図る。

## 7 今後のスケジュール

令和4年10月 パブリックコメント実施

11月 議会運営委員会：パブリックコメント結果報告、修正案決定

12月 条例案提出（県議会12月定例会）→公布

令和5年4月 施行